

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請
【環境局環境監視部環境監視課】 2
- 収納事務の委託（2件）【市民文化スポーツ局漫画ミュージアム事務局】 5

北九州市告示第 80 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定により、その概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

平成 29 年 3 月 13 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市小倉南区朽網東五丁目 1 番 1 号
TOTO アクアテクノ株式会社 本社・小倉工場
総務部長 森 泰道

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市小倉南区朽網東五丁目 1 番 1 号
TOTO アクアテクノ株式会社 本社・小倉工場

(3) 設置の許可申請があった特定施設に関する事項

ア 種類、名称及び能力

種類	第 63 号 ロ 機械器具製造業の用に供する電解式洗浄施設 2 基
名称	鍍金剥ぎ装置（E 棟）クロム剥ぎ槽、鍍金剥ぎ装置（E 棟）ニッケル剥ぎ槽
能力	1, 400 kg / 日

種類	第 65 号 酸又はアルカリによる表面処理施設 2 基
名称	鍍金剥ぎ装置（E 棟）酸洗槽、鍍金剥ぎ装置（E 棟）中和槽
能力	1, 400 kg / 日

イ 使用時間間隔、1 日当たりの使用時間、季節的変動並びに工事の着手、工事の完成及び使用開始の予定年月日

名称	鍍金剥ぎ装置（E 棟）クロム剥ぎ槽、鍍金剥ぎ装置（E 棟）ニッケル剥ぎ槽、鍍金剥ぎ装置（E 棟）酸洗槽、鍍金剥ぎ装置（E 棟）中和槽
----	--

使用時間間隔	6 : 0 0 ~ 2 2 : 3 0
1日当たりの使用時間	16時間30分
季節的変動	なし
工事着手予定年月日	平成29年7月1日
工事完成予定年月日	平成29年9月1日
使用開始予定年月日	平成29年9月2日

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの量及び汚染状態

名称	鍍金剥ぎ装置（E棟）クロム剥ぎ槽、鍍金剥ぎ装置（E棟）ニッケル剥ぎ槽、鍍金剥ぎ装置（E棟）酸洗槽、鍍金剥ぎ装置（E棟）中和槽	
汚水量（m ³ /日）	通常 最大	35 40
水素イオン濃度	通常 最大	2.0～5.8 2.0～5.8
化学的酸素要求量（mg/L）	通常 最大	9.1 11.5
浮遊物質量（mg/L）	通常 最大	8 10.5
クロム含有量（mg/L）	通常 最大	3.1 5.1

(4) 汚水等の処理方法に関する事項

当該特定施設から排出される汚水は、リサイクル排水処理設備にて処理後、主に工程水として再利用する。また、一部の処理水（通常38m³/日、最大45m³/日）は、中水として再利用後に下水道へ排除するため、公共用水域への排出はない。

(5) 排水に関する事項

ア 排水口名

全体排水口

イ 排水水の量及び汚染状態

名称	全体排水口	
排水水の量（m ³ /日）	通常 最大	2,758 3,342

水素イオン濃度	通常 最大	5.8～8.6 5.8～8.6
化学的酸素要求量 (mg/L)	通常 最大	4.4 5.8
浮遊物質 (mg/L)	通常 最大	1.3 4.5
銅含有量 (mg/L)	通常 最大	0.05 0.15
クロム含有量 (mg/L)	通常 最大	0.1 0.2
窒素含有量 (mg/L)	通常 最大	1.9 3.6
りん含有量 (mg/L)	通常 最大	0.08 0.64
ほう素及びその化合物 (mg/L)	通常 最大	2.5 4.0
ふっ素及びその化合物 (mg/L)	通常 最大	2.1 3.2

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成29年3月13日から同年4月3日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

当該事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、平成29年4月3日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

北九州市告示第 8 1 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市漫画ミュージアムにおける陳列品の観覧料の収納事務を次のとおり委託した。

平成 2 9 年 3 月 1 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
西部ビル管理株式会社	北九州市戸畑区幸町 1 番 1 9 号	平成 2 9 年 4 月 1 日か ら平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 8 2 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市漫画ミュージアムにおける物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成 2 9 年 3 月 1 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
西部ビル管理株式会社	北九州市戸畑区幸町 1 番 1 9 号	平成 2 9 年 4 月 1 日か ら平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで